

# 国民健康保険の手続き

国保は皆さんで助け合う地域医療保険制度です。大切な健康を守るために、すべての人が何らかの医療保険に加入することになっています。

職場の健康保険に加入している方とその被扶養者、後期高齢者医療に加入している方、生活保護を受けている方以外は、必ず国保に加入しなければなりません。

## 届け出は14日以内に

世帯主の方は、世帯の国保被保険者資格に異動があったときは、必ず14日以内に届け出をしてください。ただし、75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療の対象になった方については、届け出の必要はありません。なお、国保税の納税義務者は世帯主です。国保税は届け出のあった月からではなく、健康保険をやめた月から賦課されます。

届け出が遅れると、国保税をさかのぼって支払わなければならなくなったり、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となりますのでご注意ください。

受付は支所でも行っていますが、保険証等の発行ができないため、後日郵送します。

	こんなとき	手続きに必要なもの
加入するとき	転入してきたとき	●認め印 ※転入される方が世帯主となり、同一世帯員がすでに宿毛市国保に加入している場合は、世帯員の保険証
	職場の健康保険をやめたとき	●認め印 ●職場の健康保険をやめた証明書
	被扶養者でなくなったとき	
	子どもが生まれたとき	特になし ※出産育児一時金については別途手続きが必要です
	生活保護を受けなくなったとき	●認め印
やめるとき	転出するとき	●保険証 ※世帯主が転出し、宿毛市国保に加入している方が残る場合は、世帯員の保険証
	職場の健康保険に加入したとき	●認め印 ●国保の保険証 ●新しく加入した保険証（または職場の健康保険に加入した証明書）
	被扶養者となったとき	
	亡くなったとき	●保険証 ※葬祭費については別途手続きが必要です
	生活保護を受けるようになったとき	●認め印 ●保険証
その他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	●認め印 ●保険証
	修学のため、別に住所を定めるとき	●認め印 ●修学する方の保険証 ●在学証明書または学生証

※保険証以外に「高齢受給者証（さくら色）」、「限度額適用認定証（空色）」、「標準負担額減額認定証（白色）」、「限度額適用・標準負担額減額認定証（若草色）」をお持ちの方はご持参ください。